

愛媛県松山市で「電気通信分野における改正個人情報保護法説明会」を開催 《事業規模を問わず全ての個人情報取扱事業者に適用拡大》

四国総合通信局(局長:吉武 久)は、認定個人情報保護団体である一般財団法人日本データ通信協会(理事長 酒井 善則)との共催により、平成29年11月21日(火)に愛媛県松山市で「電気通信事業分野における改正個人情報保護法の説明会」を開催、電気通信事業者や関係団体を中心に47名が参加しました。

平成29年5月30日に改正個人情報保護法が施行されました。この改正に伴い、これまで対象外であった「保有する個人情報の数が5,000以下」の事業者にも同法が適用されることとなり、事業規模の大小を問わず全ての事業者に、個人情報の利用目的の特定・通知、目的外利用の禁止、適正取得、安全管理、従業者や委託先の監督、第三者提供の制限といった同法に基づく義務が課されることとなりました。

個人情報の定義の明確化や特定の個人を識別することができないように加工した個人情報(匿名加工情報)の利活用の規定の新設などとあいまって、我が国における個人情報の適正な流通のための環境が整うことから、今後その利活用が一気に進む可能性があります。

本説明会では、電気通信事業分野での影響や対策についてお二方より講演いただきました。一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員長であり情報セキュリティ大学院大学 学長補佐・情報セキュリティ研究科教授 湯浅 壱道(ゆあさ はるみち)氏からは、改正個人情報保護法の説明と電気通信事業者への影響について、一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター所長 小堤 康史(おづつみ やすし)氏からは、改正個人情報保護法の施行に伴い電気通信事業者はどう対応するべきなのかについて、それぞれ講演をいただきました。

参加者のアンケートでは、「改正法で全ての事業者が規制対象になることや、個人で事業を行うものまでが法の対象になることが理解できた。」「個人情報の取扱いについての安全性を高めていく体制作りをしたい。」「実務上の注意点を把握出来ました。」「マニュアルの明文化の必要性を感じた。委託業者への対応も徹底したい。」といった感想が寄せられました。

四国総合通信局では、個人情報の利用の状況をみつつ、機会を捉えて同様の説明会の開催などの周知啓発活動に努めることとしています。



説明会の様子

(主催) 四国総合通信局、一般財団法人日本データ通信協会

(後援) 一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人情報通信エンジニアリング協会、一般社団法人情報通信設備協会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

※本説明会は、台風3号の到来により当初の開催(7月4日)を中止し、改めて開催したものです。

(お問い合わせ先) 情報通信部 電気通信事業課 089-936-5042